

議案第 5 号

役員選出規則の一部改正について

(主な論点等)

- 1 規則第 14 条で「役員の選任は、現任役員の任期の満了の日の前日までに行わなければならない。」とあるが、役員の選任は定款第 12 条で「総会決議事項」とされており、矛盾があるので定款に沿った規則改正が必要。
- 2 他の規則に比べて規定が細かいが、一部整合性に欠ける規定があるため、規則の改正が必要。
- 3 本会では慣習的に外部理事を選任してきたところである。本会が実施する業務の執行は、理事が中心となって、その役割を果たすことで遂行しているが、さらに増え続ける事業等に対応するべく、外部理事枠を廃して会員理事枠の拡大を図る。
- 4 選出区分を「地区支部選出」と「全道選出」の 2 区分あるが、運用上の課題として、複数の地区支部で複数名が立候補した場合、選出に係る事務が増加すると同時に経費がかさむ。さらに地区支部選出理事を 1 名に絞り込んだ上で、総会の議決事項としてあらためて信任に係る手続きを行うなど複雑であるため、次の方法により簡略化を図る。
 - ① 従前どおり選挙管理委員会より一斉に公示し、区分なく立候補を受け付ける。
 - ② 理事全体の立候補者数が定款の規定以内であれば選挙を行わない。
 - ③ 理事全体の立候補者数が規定を超える場合は、全道一斉に郵送投票を行う。
 - 得票数から少なくとも 1 名の理事が各地区支部から選出される。7 名(現地区支部選出理事)
 - 得票順に残りの 9 名～13 名が選出される。(現全道選出理事)
- 5 選挙管理委員会委員定数の件 (本会 5 人、岐阜 3 人、千葉 5 人)
選挙管理委員会は権限のある組織であり責任もあるが、具体的な選挙事務執行の大部分は、正副会長、事務局において行っており、広域性を考慮すると 5 名の確保が適当なのかどうかを検討する必要がある。
- 6 手続きの開始時期が、現行では○日前と逆算して計算するのが煩雑なため期日を明記することで分かりやすくする。

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 新旧対照表

新	旧
公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 規則第 4 号 2013 年 4 月 1 日制定 2016 年 6 月 11 日一部改正 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 22 条第 1 項に規定する役員(以下「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。 (候補者選出方法) 第 2 条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。 (1) 会員理事 立候補制とし、定数は、定款の定めるところによる。 (2) 会員監事 理事会の議決により候補者を 1 名選出する。	公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則 規則第 4 号 2013 年 4 月 1 日制定 (目的) 第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 22 条第 1 項に規定する役員(以下単に「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。 <u>(理事の区分及び定数)</u> <u>第 2 条 理事は、次のとおり区分し、区分ごとの定数を次のとおり定める。</u> <u>(1) 会員理事</u> <u>定款第 5 条第 1 号に規定する正会員(以下単に「正会員」という。)たる理事をいい、次のとおり区分する。</u> <u>ア 全道選任理事</u> <u>イ 地区支部選任理事 定款第 35 条に規定する支部(以下「地区支部」という。)ごとに 1 人以内</u> <u>(2) 外部理事 1 人以内</u> <u>正会員以外の理事をいう。</u> <u>(監事の区分及び定数)</u> <u>第 3 条 監事は、次のとおり区分し、区分ごとの定数を次のとおり定める。</u> <u>(1) 会員監事 1 人</u> <u>正会員たる監事をいう。</u>

<u>(3) 外部監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。</u> <u>2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。</u>	<u>(2) 外部理事 1人</u> <u>正会員以外の監事をいう。</u> <u>(選任の方法)</u> <u>第4条 役員は、区分ごとに次の方法により選任する。</u> <u>(1) 会員理事</u> <u>ア 全道選任理事</u> <u>立候補をした候補者について、総会における選挙(以下「全道選任理事選任選挙」という。)を行い、正会員の投票により定数までの上位得票者を選任する。</u> <u>イ 地区支部選任理事</u> <u>各地区支部から選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「地区支部選任理事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u> <u>(2) 外部理事</u> <u>理事会において選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「外部理事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u> <u>(3) 会員監事</u> <u>立候補をした候補者について、総会における選挙(以下「会員監事選任選挙」という。)を行い、正会員の投票により定数までの上位得票者を選任する。</u> <u>(4) 外部監事</u> <u>理事会において選出された候補者について一括して、総会において信任投票(以下「外部監事信任投票」という。)を行い、信任を得た者を選任する。</u>
--	---

<u>(選挙管理委員会の告示)</u> <u>第3条 会長は、理事会の承認を得て、会員理事選挙が実施される年の前年の9月1日から4週間、正会員に対し選挙管理委員会（以下「委員会」という。）委員（以下「委員」という。）3名の公募を行うものとする。</u> <u>2 前項の規定による公募に対して定数を超える応募があった場合は、理事会は、無作為な抽選によって委員を決するものとする。</u> <u>3 応募者数が定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される委員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。</u> <u>5 その他委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</u> <u>(委員会)</u>	<u>2 前項の立候補は、複数の区分において、これを行うことはできない。</u> <u>(選挙権)</u> <u>第5条 全道選任理事選任選挙、地区支部選任理事信任投票、外部理事信任投票、会員監事選任選挙及び外部監事信任投票(以下「選挙及び信任投票」という。)における投票は、当該投票に係る役員選任のための告示の日において正会員である者が行うことができる。</u> <u>(選挙事務の管理)</u> <u>第6条 選挙及び信任投票並びにその他この規則における選挙等に係る事務は、選挙管理委員会が管理する。</u> <u>第2章 選挙管理委員会</u> <u>(設置及び構成)</u> <u>第7条 役員の選任にかかる公正な事務を行うため、本会に選挙管理委員会を設置する。</u> <u>2 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人(以下「選挙管理委員定数」という。)によって構成する。</u> <u>3 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員長を選定し、選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表して、選挙管理委員会の事務を執行する。</u> <u>(委員の公募)</u>
--	--

第4条 会員理事選出に係る公正な事務を行うため、委員会をおく。

2 本会の会員理事選挙の執行管理は、委員会が行う。

3 本会の会員理事選挙に係る庶務は、事務局が行う。

4 委員長は、委員の中より互選する。

5 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理並びに選挙に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

6 会長は、前条の公募を経て委員を委嘱する。

7 委員の任期は、委嘱の日から役員が選出される日までとする。

8 委員は、選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙人名簿の作成

第8条 理事会は、現役員の任期の満了の日の8か月前の日が属する月の末日までに、正会員に対し選挙管理委員の公募を開始するものとする。

2 公募期間は30日間とする。

3 その他選挙管理委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(抽選等)

第9条 前条の公募に対して、選挙管理委員定数を超える申込みがあった場合は、理事会は、無作為な抽選によって選挙管理委員を決するものとする。

2 前項の抽選の結果は、抽選の終了後速やかに公募の申込者全員に対して通知しなければならない。

3 申込者の数が選挙管理委員定数に満たない場合は、その不足する人数について、理事会が推薦する者を選挙管理委員とする。

(委嘱等)

第10条 選挙管理委員は、会長が委嘱する。

2 会長は、前項の委嘱を行った後10日以内に、選挙管理委員の名簿を作成し正会員に対して公表しなければならない。

(任期)

第11条 選挙管理委員の任期は、前条第1項の委嘱の日から第4条の選挙及び信任投票の日までとする。

(職務)

第12条 選挙管理委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 選挙及び信任投票の管理実施をすること。

(2) 第15条の役員選任のための告示をすること。

- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および告示
- (8) その他、選挙に関する必要事項

- (3) 第 16 条の会員理事及び会員監事の立候補の受付期間を決定し、並びに立候補の受付及び審査をすること。
- (4) 第 17 条第 1 項の立候補の再受付をし、同条第 2 項の規定により準用される第 15 条の役員選任のための告示並びに第 16 条第 2 項の立候補の受付及び審査をすること。
- (5) 第 18 条の役員候補者名簿の作成及び告示をすること。
- (6) 第 21 条第 3 項の全道選任理事選任選挙の投票期間を定めること。
- (7) 第 21 条第 8 項の全道選任理事選任選挙の結果の集計をし、総会に対し報告をすること。
- (8) 第 22 条の全道選任理事選任選挙の投票用紙の配布をすること。
- (9) 第 23 条の全道選任理事信任投票の管理実施をし、投票期間を定め、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対して報告をすること。
- (10) 第 24 条の地区支部選任理事の候補者選出の告示をすること。
- (11) 第 25 条の地区支部選任理事の候補者の立候補の受付期間を決定し並びに立候補の受付及び審査をすること。
- (12) 第 27 条の地区支部選任理事の候補者名簿の作成し及び告示をすること。
- (13) 第 28 条の地区支部選任理事候補者選出選挙の管理実施をし、投票期間を定め、並びに結果の集計をすること。
- (14) 第 29 条の規定により準用される第 22 条の地区支部選任理事候補者選出選挙の投票用紙を配布すること。
- (15) 第 30 条の地区支部選任理事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。
- (16) 第 32 条の外部理事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。

(17) 第 33 条の会員監事選任選挙の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告を行うこと。

(18) 第 34 条の会員監事信任投票の管理実施をし、投票期間を定め、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対して報告をすること。

(19) 第 36 条の外部監事信任投票の投票期間を決定し、投票用紙を配布し並びに結果を集計し及び総会に対する報告をすること。

(20) 第 37 条の電子投票の実施の決定をすること。

(21) その他この規則に定める事務を行うこと。

(委任)

第 13 条 選挙管理委員の委嘱及び選挙管理委員会の職務等に関するその他の必要事項は、理事会において別に定める。

第 3 章 選任の期日等

(選任の期日)

第 14 条 役員の選任は、現任役員の任期の満了の日の前日までに行わなければならない。

(役員選任のための告示)

第 15 条 選挙管理委員会は、役員選任のための告示を、立候補受付期間の開始の日の 7 日前までに行わなければならない。

2 前項の役員選任のための告示において、次の事項が明示されなければならない。

(1) 選任しようとする理事及び監事の区分、定数及び任期

(2) 立候補受付期間

(選挙の告示)

第6条 委員会は、会員理事が選任される年の前年の12月1日から4週間、本会のホームページにおいて選挙の実施を告示し、理事候補者を公募する。

(理事候補者の資格要件)

第7条 理事候補者は、次の各号の全てに該当することを要する。

- (1) 会員理事選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (3) 前2号の要件を満たす正会員3人の推薦者（委員及び理事候補者を除く）を有すること。

(候補者の届出)

第8条 選挙に立候補する正会員は、所定の届出書を選挙実施の告示が行われた時点から4週間以内に委員会に提出し、委員会により前条に定める資格要件(以下「資格審査」という。)に適合することが確認されたことを経て、理事候補者となる。

2 委員会は、資格審査にあたって、必要最低限の事項を閲覧することができる。

(理事会による候補者の推薦)

第9条 前条による理事候補者数が定款で定める定数に満たない場合は、理

(3) 立候補の手続

(4) 選任期日及び方法

(5) その他必要事項

(立候補の受付)

第16条 前条第2項第2号の立候補受付期間は、20日以上30日を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める。

2 選挙管理委員会は、会員理事及び会員監事の立候補の受付及び審査を行う。

3 前項の審査に当たって、選挙管理委員会は、理事会に対し、立候補者及び推薦者にかかる次の事項の開示を求めることができる。

- (1) 役員選任のための告示の日における正会員の資格の有無
- (2) 住所地
- (3) 会費の納付状況

(立候補者が定数に達しなかった場合の措置)

第17条 役員候補者数が、定款第12条第1項に規定する定数を満たさない場合においては、選挙管理委員会は、不足する理事の数又は監事の数を対象として、一定の期間を定めて1回に限り、立候補の再受付を行うものとする。

2 第15条並びに第16条第3項及び第4項の規定は、前項の再受付において準用する。この場合において、第15条中「7日前まで」とあるのは「3日前まで」と読み替える。

(役員候補者名簿の告示)

第18条 選挙管理委員会は、理事会で別に定める方法により、役員候補者

事会が候補者としてふさわしいと判断される会員を推薦することができ
る。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を
得るものとする。

2 理事会は、前項により理事候補者の氏名等を委員会に提出し、委員会に
より資格審査に適合することの確認を受けなければならない。

(被選挙資格の取消)

第 10 条 第 8 条による資格審査に合格した理事候補者又は前条により理事
会により推薦された理事候補者が、告示の前に被選挙資格の無いことが判
明した場合は、当該理事候補者資格は取消され、選挙に立候補することは
できない。

(候補者の告示)

第 11 条 理事候補者は、会員理事が選任される年の 1 月末日までに本会の
ホームページに掲載する等により公表する。

(投票を行わない会員理事の選出)

第 12 条 会員理事の定数が定款に定める数に満たない場合は、正会員によ
る投票を行わず、理事候補者として選出する。

(郵送投票)

第 13 条 定款に定める会員理事の定数に対し理事候補者数を超える場合は
郵送投票を行うものとする。

2 理事候補者の氏名を記載した投票用紙は、会員理事選挙が実施される年
の 2 月末日までに正会員に郵送により配布することとする。

名簿を作成し、投票期間の開始の日の 7 日前までに、正会員に告示すると
ともに、郵送またはその他の適切な方法により配布しなければならない。

2 役員候補者名簿には、次の事項を掲載しなければならない。

- (1) 候補者の氏名、会員番号、勤務先名称及び現住所たる市町村名
- (2) 推薦者の氏名及び会員番号

第 4 章 全道選任理事の選任

(立候補の届出)

第 19 条 全道選任理事の候補者になろうとする者は、理事会で別に定める
ところにより、所定の立候補届に必要な事項を記入して、第 16 条第 1 項の
立候補受付期間内に選挙管理委員会に提出することにより立候補の届出
をしなければならない。

2 前項の立候補届には、理事会で別に定めるところにより推薦者 3 人が記
載した推薦書を添付しなければならない。

3 立候補届の提出は郵送によることとし、立候補受付期間の終了の日まで
の消印があるものを有効とする。

(候補者の要件)

第 20 条 全道選任理事の候補者になろうとする者は、次のすべての要件を
満たさなければならない。

- (1) 役員選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 海外に在住し、または長期にわたって北海道外に在住していないこ
と。
- (3) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (4) 3 人以上の推薦者を有すること。

(投票の方法)

第 14 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、会員理事が選任される年の 3 月末日までに委員会宛に到着するよう、郵送により投票する。なお、締切日当日の消印は、有効とする。

(選挙による理事候補者の決定)

第 15 条 委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数に関わらず各地区支部から 1 名ずつ選出する。ただし、当該地区支部から立候補者がいない場合は、この限りではない。

2 委員会は、同一の地区支部から複数名の立候補があった場合は、得票数の最も高い者を会員理事候補者として決定する。

3 委員会は、前 2 項による決定の後、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を理事候補者として決定する。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(選挙の終了)

第 16 条 理事候補者の選出をもって、会員理事選挙の終了とする。

(補欠の理事候補者)

第 17 条 第 15 条で選出された理事候補者以外の次点者を補欠の会員理事候補者とする。次点者の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(理事候補者の公表)

第 18 条 委員会は、全理事候補者の氏名を当該候補者の決定後最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により

(5) 選挙管理委員でないこと。

(6) 当該候補者の推薦者でないこと。

(7) 他の候補者(他の区分の候補者を含む。)の推薦者でないこと。

(8) 地区支部選任理事に同時に立候補をしていないこと。

2 前条第 2 項の推薦者は、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 7 号のすべての要件を満たさなければならない。

(候補者が定数を超えた場合の選任の方法)

第 21 条 候補者が第 2 条第 1 号のアに規定する定数(以下「全道理事定数」という。)を超えた場合は、全道選任理事選任選挙により選任するものとする。

2 全道選任理事選任選挙は、理事会において別に定めるところにより、正会員が投票をして行う。

3 前項の投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送、または選挙管理委員会が総会の期日において設置する投票箱に投入する方法により行う。

4 投票は無記名とする。

5 一の正会員は、全道理事定数と同数までの投票をすることができる。ただし、一の候補者に対し複数の投票をすることはできない。

6 投票が、全道理事定数を超えてなされた場合、当該正会員の投票は、全道選任理事の投票についてすべて無効とする。

7 投票の結果が同順位であったことにより当選者の決定がなされない場合は、くじ引きの方法により決するものとする。

8 全道選任理事選任選挙の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会が集計し、総会に対し報告するものとする。

公表する。

(繰り上げ当選)

第 19 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(役員候補者名簿の告示)

第 20 条 役員候補者の名簿は、最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(役員選任方法)

第 21 条 役員の総会における選任方法は、次のとおりとする。

(1) 会員理事 理事候補者ごとに信任投票を行い、過半数をもって決する。ただし、選挙により理事候補者が選出された場合は、法令等に反しない限り、合理的な方法により決議をすることを妨げない。

(2) 会員監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(3) 外部監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(投票用紙等)

第 22 条 前条の投票は、理事会において別に定めた投票用紙を用いて行わなければならない。所定の投票用紙以外の用紙による投票は無効とする。

2 前項の投票用紙は、選挙管理委員会が第 18 条第 1 項の役員候補者名簿の配布とあわせて各正会員につき 1 部を配布するものとする。

3 投票用紙には、理事会で別に定めるところにより、選挙管理委員会の押印をするものとする。

4 投票用紙は、複写して使用することはできない。

5 投票用紙は、譲渡し又は譲受することはできない。

6 押印の確認ができない投票用紙による投票は無効とする。

7 投票用紙は、選挙管理委員会において選任の公正が確保され、かつ、やむを得ない理由があるものと認められる特別の場合を除き、再交付することはできない。

8 投票用紙の取扱いにあっては、投票の匿名性が確保されるよう十分な配慮がなされなければならない、投票者を特定できる名簿等の作成は、これを禁ずる。

(信任投票)

第 23 条 候補者の数が全道理事定数の範囲内であった場合は、候補について一括して、総会における信任投票(以下「全道選任理事信任投票」という。)を行い、有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 全道選任理事信任投票は、理事会において別に定めるところにより、役員選任のための告示の日において正会員である者が投票をして行う。

3 全道選任理事信任投票における投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送、または選挙管理委員会が総会の期日において設置する投票箱に投入

する方法により行う。

4 投票は無記名とする。

5 全道選任理事信任投票の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会
が集計し、総会に対し報告するものとする。

6 全道選任理事信任投票に係る事務は、選挙管理委員会が管理する。

7 前条の規定は全道選任理事信任投票について準用する。この場合におい
て、第1項中「前条の投票」を「全道選任理事信任投票における投票」と
読み替える。

第5章 地区支部選任理事の選任

(地区支部選任理事の候補者選出の告示)

第24条 選挙管理委員会は、次条第2項の立候補受付期間の開始の日の7
日前までに、次の事項を示して地区支部選任理事の候補者選出のための告
示をしなければならない。

(1) 選出しようとする候補者に係る地区支部選任理事の定数及び任期

(2) 立候補受付期間

(3) 立候補の手續

(4) 選出期日及び方法

(5) その他必要事項

(立候補の届出)

第25条 地区支部選任理事の候補者になろうとする者は、理事会で別に定
めるところにより、所定の立候補届に必要な事項を記入して、前条第2号の
立候補受付期間内に選挙管理委員会に提出することにより立候補の届出
をしなければならない。

	<u>2 立候補受付期間は、20 日以上 30 日を超えない範囲内で選挙管理委員会 が定める。</u> <u>3 選挙管理委員会は、地区支部選任理事の候補者の立候補の受付及び審査 を行う。</u> <u>4 前項の審査に当たって、選挙管理委員会は、理事会に対し、立候補者及 び推薦者にかかる次の事項の開示を求めることができる。</u> <u>(1) 第 24 条の告示の日における正会員の資格の有無</u> <u>(2) 第 24 条の告示の日において所属する地区支部</u> <u>(3) 住所地</u> <u>(4) 会費の納付状況</u> <u>5 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、地区支部選任理事の候補者の立候 補について準用する。</u> <u>(地区支部選任理事の候補者の要件)</u> <u>第 26 条 地区支部選任理事の候補者になろうとする者は、次のすべての要 件を満たさなければならない。</u> <u>(1) 第 24 条の告示の日において、当該地区支部に所属する正会員であ ること。</u> <u>(2) 海外に在住し、または長期にわたって北海道外に在住していないこ と。</u> <u>(3) 本会の会費について、未納または滞納の状態にないこと。</u> <u>(4) 3 人以上の推薦者を有すること。</u> <u>(5) 選挙管理委員でないこと。</u> <u>(6) 当該候補者の推薦者でないこと。</u> <u>(7) 他の候補者(他の区分の候補者を含む。)の推薦者でないこと。</u>
--	--

(8) 全道選任理事に同時に立候補をしていないこと。

2 前条第5項の規定により準用される第19条第2項の推薦者は、前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号のすべての要件を満たさなければならない。

(地区支部選任理事の候補者名簿の告示)

第27条 選挙管理委員会は、理事会で別に定める方法により、地区支部選任理事の候補者名簿を作成し、地区支部選任理事の候補者の選出のための投票期間の開始の日の7日前までに、当該地区支部に所属する正会員に告示するとともに、郵送により配布しなければならない。

2 地区支部選任理事の候補者名簿には、次の次項を掲載しなければならない。

(1) 候補者の氏名、会員番号、勤務先名称及び現住所たる市町村名

(2) 推薦者の氏名及び会員番号

3 第1項の告示は、立候補者の数が第2条第1号のイに規定する定数(以下「各地区支部理事定数」という。)の範囲内であった場合は、これを行わない。

(地区支部選任理事の候補者の選出方法)

第28条 地区支部選任理事の候補者の立候補者の数が各地区支部理事定数を超えた場合は、各地区支部理事定数を超えることとなった地区支部について、当該地区支部ごとに当該地区支部に所属する正会員による選挙(以下「地区支部選任理事候補者選出選挙」という。)により地区支部選任役員の候補者を選出するものとする。

2 地区支部選任理事候補者選出選挙は、第24条の告示の日において当該地区支部に所属する正会員である者が投票をして行う。

	<u>3 前項の投票は、選挙管理委員会が定める投票期間内(第 18 条第 1 項の告示の期日の 5 日以上前の日を終了の日とする 14 日間以上とする。)における郵送により行う。</u> <u>4 投票は無記名とする。</u> <u>5 地区支部に所属する一の正会員は、当該地区支部理事定数と同数までの投票をすることができる。ただし、一の候補者に対し複数の投票をすることはできない。</u> <u>6 投票が、当該地区支部理事定数を超えてなされた場合、当該正会員の投票は無効とする。</u> <u>7 投票の結果が同順位であったことにより当選者の決定がなされない場合は、くじ引きの方法により決するものとする。</u> <u>8 立候補者の数が各地区支部理事定数の範囲内であった場合は、立候補者(第 26 条の要件をすべて満たす者に限る。)をもって、当該地区支部の地区支部選任役員の候補者とする。</u> <u>9 地区支部選任理事候補者選出選挙の結果は、投票の終了後速やかに選挙管理委員会が集計するものとする。</u> <u>(投票用紙)</u> <u>第 29 条 第 22 条の規定は、地区支部選任理事候補者選出選挙について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「地区支部選任理事候補者選出選挙における投票」と、第 2 項中「第 18 条第 1 項の候補者名簿」を「第 27 条第 1 項の地区支部選任理事の候補者名簿」と、第 2 項中「各正会員」を「当該地区支部に所属する各正会員」と読み替える。</u> <u>(信任投票)</u> <u>第 30 条 地区支部選任理事は、第 28 条の規定により各地区支部から選出</u>
--	---

された候補者が一括して、地区支部選任理事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は地区支部選任理事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「地区支部選任理事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、地区支部選任理事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「地区支部選任理事信任投票」と読み替える。

第 6 章 外部理事の選任

(外部理事の候補者の選出)

第 31 条 理事会は、外部理事の候補者を選出し、役員選任のための告示の日から 30 日以内に選挙管理委員に報告しなければならない。

2 理事会が外部理事の候補者を選出するための基準は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかの分野において優れた見識と業績を持ち、かつ社会的評価を得ていること。

① 社会福祉の学問的基盤となる分野

② 社会福祉士の職務上緊密な連携を必要とする分野

(2) 社会的な信用があり、かつ履歴上も重大な瑕疵がないこと。

(3) 社会福祉の増進と向上に関して理解と情熱を持ち、かつ社会福祉士の業務に関しても理解があること。

(4) 本会の定款を承認すること。

3 外部理事の員数が 2 名であるときは、前項第 1 号の①及び②の分野ごとに各 1 名を選出しなければならない。

(信任投票)

第 32 条 外部理事は、前条の規定により理事会が選出した候補者が一括して、外部理事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は外部理事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「外部理事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、外部理事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「外部理事信任投票」と読み替える。

第 7 章 会員監事の選任

(会員監事の選任)

第 33 条 候補者が第 3 条第 1 号に規定する定数(以下「会員監事定数」という。)を超えた場合は、会員監事選任選挙により選任するものとする。

2 第 19 条、第 20 条、第 21 条第 2 項から第 8 項まで並びに第 23 条の規定は、会員監事選任選挙について準用する。この場合において、「全道選任理事」は「会員監事」と、「全道選任理事選任選挙」を「会員監事選任選挙」と、「全道理事定数」を「会員監事定数」と読み替える。

3 第 22 条の規定は会員監事選任選挙について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「会員監事選任選挙における投票」と読み替える。

(信任投票)

第 34 条 候補者の数が会員監事定数の範囲内であった場合は、候補につい

て一括して、総会における信任投票(以下「会員監事信任投票」という。)
を行い、有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は会員監事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「会員監事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 6 項までの規定は、会員監事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「会員監事信任投票」と読み替える。

第 8 章 外部監事の選任

(外部監事の候補者の選出)

第 35 条 理事会は、外部監事の候補者を選出し、役員選任のための告示の日から 30 日以内に選挙管理委員に報告しなければならない。

2 理事会が外部監事の候補者を選出するための基準は次のとおりとする。

(1) 本会の運営に必要な法令上の見識と業績を持ち、かつ社会的評価を得ていること。

(2) 第 31 条第 2 項第 2 号から第 4 号のすべての要件に合致すること。

(信任投票)

第 36 条 外部監事は、前条の規定により理事会が選出した候補者が一括して、外部監事信任投票において有効投票数の過半数の信任を受けることにより選任する。

2 第 22 条の規定は外部監事信任投票について準用する。この場合において、第 1 項中「前条の投票」を「外部監事信任投票における投票」と読み替える。

3 第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定は、外部監事信任投票について準用する。この場合において、「全道選任理事信任投票」を「外部監事信任投票」と読み替える。

第 9 章 その他

第 37 条 選挙管理委員会は、第 21 条第 3 項、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 23 条第 7 項により準用される第 22 条、第 28 条第 3 項、第 29 条により準用される第 22 条、第 30 条第 2 項により準用される第 22 条、第 30 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 32 条第 2 項により準用される第 22 条、第 32 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 33 条第 2 項により準用される第 21 条第 3 項、第 33 条第 3 項により準用される第 22 条、第 34 条第 2 項により準用される第 22 条、第 34 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項、第 36 条第 2 項により準用される第 22 条並びに第 36 条第 3 項により準用される第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、本規則における郵送の方法による投票を電子投票の方法により行うことを決定することができる。この場合において、「投票期間内(総会の期日の前日を終了の日とする 14 日間以上とする。)」は「投票期間内(総会の期日の 5 日前を終了の日とする 14 日間以上とする。)」と読み替える。

2 前項の規定により電子投票がなされた場合は、第 4 条の総会における選挙又は信任投票がなされたものとみなす。

3 電子投票の実施に当たっては、選任の公正性及び投票の匿名性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

4 電子投票に実施にかかる詳細は、理事会において別に定める。
(補欠選挙)

第 38 条 役員の現員数が定款第 21 条に定める役員の定数の上限未満の場

(委任)

第 22 条 この規則に定める ものの他必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 23 条 略

附 則

この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

合であって、 理事会においてその必要があると決議されたときは、直近の総会又は臨時総会において補欠選挙を行うことができる。

(委任)

第 39 条 この規則に定める ほか役員の選任に関する必要事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第 40 条 略

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則

規則第4号

2013年4月1日制定

2016年6月11日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第22条第1項に規定する役員(以下「役員」という。)の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。

(候補者選出方法)

第2条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 立候補制とし、定数は、定款の定めるところによる。
- (2) 会員監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。
- (3) 外部監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。

2 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。

(選挙管理委員会の告示)

第3条 会長は、理事会の承認を得て、会員理事選挙が実施される年の前年の9月1日から4週間、正会員に対し選挙管理委員会(以下「委員会」という。)委員(以下「委員」という。)3名の公募を行うものとする。

2 前項の規定による公募に対して定数を超える応募があった場合は、理事会は、無作為な抽選によって委員を決するものとする。

3 応募者数が定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される委員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。

5 その他委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第4条 会員理事選出に係る公正な事務を行うため、委員会をおく。

2 本会の会員理事選挙の執行管理は、委員会が行う。

3 本会の会員理事選挙に係る庶務は、事務局が行う。

4 委員長は、委員の中より互選する。

5 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理並びに選挙に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

6 会長は、前条の公募を経て委員を委嘱する。

7 委員の任期は、委嘱の日から役員が選出される日までとする。

8 委員は、選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

- (1) 選挙の告示

- (2) 選挙人名簿の作成
- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および告示
- (8) その他、選挙に関する必要事項

(選挙の告示)

第6条 委員会は、会員理事が選任される年の前年の12月1日から4週間、本会のホームページにおいて選挙の実施を告示し、理事候補者を公募する。

(理事候補者の資格要件)

第7条 理事候補者は、次の各号の全てに該当することを要する。

- (1) 会員理事選任のための告示の日において本会の正会員であること。
- (2) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。
- (3) 前2号の要件を満たす正会員3人の推薦者（委員及び理事候補者を除く）を有すること。

(候補者の届出)

第8条 選挙に立候補する正会員は、所定の届出書を選挙実施の告示が行われた時点から4週間以内に委員会に提出し、委員会により前条に定める資格要件(以下「資格審査」という。)に適合することが確認されたことを経て、理事候補者となる。

2 委員会は、資格審査にあたって、必要最低限の事項を閲覧することができる。

(理事会による候補者の推薦)

第9条 前条による理事候補者数が定款で定める定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される会員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。

2 理事会は、前項により理事候補者の氏名等を委員会に提出し、委員会により資格審査に適合することの確認を受けなければならない。

(被選挙資格の取消)

第10条 第8条による資格審査に合格した理事候補者又は前条により理事会により推薦された理事候補者が、告示の前に被選挙資格の無いことが判明した場合は、当該理事候補者資格は取消され、選挙に立候補することはできない。

(候補者の告示)

第11条 理事候補者は、会員理事が選任される年の1月末日までに本会のホームページに掲載する等により公表する。

(投票を行わない会員理事の選出)

第 12 条 会員理事の定数が定款に定める数に満たない場合は、正会員による投票を行わず、理事候補者として選出する。

(郵送投票)

第 13 条 定款に定める会員理事の定数に対し理事候補者数を超える場合は郵送投票を行うものとする。

2 理事候補者の氏名を記載した投票用紙は、会員理事選挙が実施される年の 2 月末日までに正会員に郵送により配布することとする。

(投票の方法)

第 14 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、会員理事が選任される年の 3 月末日までに委員会宛に到着するよう、郵送により投票する。なお、締切日当日の消印は、有効とする。

(選挙による理事候補者の決定)

第 15 条 委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数に関わらず各地区支部から 1 名ずつ選出する。ただし、当該地区支部から立候補者がいない場合は、この限りではない。

2 委員会は、同一の地区支部から複数名の立候補があった場合は、得票数の最も高い者を会員理事候補者として決定する。

3 委員会は、前 2 項による決定の後、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を理事候補者として決定する。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(選挙の終了)

第 16 条 理事候補者の選出をもって、会員理事選挙の終了とする。

(補欠の理事候補者)

第 17 条 第 15 条で選出された理事候補者以外の次点者を補欠の会員理事候補者とする。次点者の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(理事候補者の公表)

第 18 条 委員会は、全理事候補者の氏名を当該候補者の決定後最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(繰り上げ当選)

第 19 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(役員候補者名簿の告示)

第 20 条 役員候補者の名簿は、最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(役員選任方法)

第 21 条 役員の総会における選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員理事 理事候補者ごとに信任投票を行い、過半数をもって決する。ただし、選挙により理事候補者が選出された場合は、法令等に反しない限り、合理的方法により決議をすることを妨げない。
- (2) 会員監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。
- (3) 外部監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるものの他必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。